様式第９号（第１５条関係）

指名停止措置の概要

１　指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社所在地
花塚重機建設工業　株式会社	栃木県那須塩原市上厚崎330-6

２　指名停止措置期間

○　令和８年１１月１０日から令和８年１２月９日まで（１箇月）

３　指名停止措置の範囲

○　那須塩原市が発注する工事等

４　事実概要

○　市発注の「公共下水道第18幹線枝線工事（国庫第２工区）」において、現場判断による不適切な仮復旧を行ったことにより、一般車両４台のタイヤがパンクする被害（第三者物損事故)が発生した。

５　指名停止措置理由

○　那須塩原市建設工事等指名停止基準別表６の項に該当

＜那須塩原市建設工事等指名停止基準別表６の項＞

措　置　要　件	期　間
（不適切な安全管理により生じた公衆損害事故） ６　市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	１月以上 ６月以内

本件問合せ先
那須塩原市総務部契約検査課契約係 那須塩原市共墾社１０８番地２ 電話：０２８７－６２－７１１４